

委員質問・意見等

第 121 回定例会（7 月 3 日）受付分

- 規制委員会・県・市・村と東京電力 に対する 質問

別紙で質問します。

（別紙 1 参照）

第 121 回定例会（7 月 14 日）受付分

- 東京電力 に対する 質問

（別紙 2 参照）

「規制委員会・県・市・村と東電に質問」

3.11 の福島第一原発において、あつてはならない過酷事故が発生し、当時の東東京電力の清水社長が「福島第一原発」から社員の全員撤退を命じたと報道され、国会事故調査報告書も、清水社長が求めたのは「全社員撤退」か? 「一部社員の撤退」か? 問題となった。

原発の場合は、一般の工場等の生産設備と違って、いかな過酷な事故であろうとも、その作業が専門性を有することから、軍人・警察官・消防士のように職務遂行のためには生命を危険にさらすということを前提としなければ、市民の生命・財産は守ることができないと考えます。

そこで、今回、規制委員会において、原発の新基準ができたわけであるが、その新基準の中に、東電の社員及び東芝・日立等原発のメンテナンスに作業に係わる人々の「労働契約」は、警察官・消防士などのように職務遂行のためには生命を危険にさらすことを前提とした労働契約が盛り込まれているか? 否かについて、お聞きしたいと思います。

新基準に盛り込まれていないなら、今後、これらに対して如何に対処してゆくのかお聞かせ願いたい。

もし、職務遂行のためには生命を危険にさらすことを前提とした労働契約がなされないような、原発運用組織（東京電力及び東芝・日立等原発のメンテナンスに作業に係わる全ての組織）ならば、市民はこれらの組織に原発の運転を任せることができないと考えます。

よって、運転を任せるに適した組織が存在しないならば、原発の再稼働・設置を許してはいけないと考えますが、何よりも国民の生命・財産を守ることを第一義としている 規制委員会、新潟県、柏崎市、刈羽村はどのように考えるか ~~（この場でも）~~ 明確に答えていただきたい。

又、東京電力は下請けも含め、原発の過酷事故において、警察官・消防士などのように職務遂行のためには生命を危険にさらすことを前提とした労働契約がなされているか? 否かについて、お聞きしたいと思います。

もし、なされていないならば、今後、東電として如何に対応してゆくか、お聞かせください。

さらに、原発における、過酷な事故が生じた時、

- ① 危険な職務を誰が負うのか？
原発の作業員か？ 自衛隊員か？ 消防隊員か？
- ② 危険な作業を命令するのは
電力会社の経営者が？ 政府か？

今回の過酷な原発事故から、規制委員会の新基準には、ベントや防潮堤等のハードの部分と事故が起きた時、それらに対処する、これらのソフトの両面から検討していると考えますが、規制委員会から、① ②について、明確なお応えをいただきたい。

以上

(別紙 2)

東京電力に対する質問

武本の安田層年代に関する東電調査報告 (4.18) に関する質問の回答が7月3日にあった。回答には矛盾箇所が数多くみられると考えるので、図を示して再質問する。

1. 文章と図が矛盾していることに関する質問 (図は下段に示す)

東電は、文章 (質問1の回答) では後期更新世を12~13万年前以降としながら、図 (4.18 概要版21頁左側の図) では大湊砂層の上に13万年前の中子軽石が存在しているとして、後期更新世の開始時期を安田層A4層と大湊砂層の境界としている。

Q1-1: 文章を正しいとするなら、図は②のように訂正する必要があると考えるが、どうか。

Q1-2: 訂正不要ならその理由は何か。

2. 「中子軽石が降下した時期はおよそ13万年前の海進のピーク時」への疑問

東電は、7月3日のA2-1で「中子軽石が降下した時期はおよそ13万年前の海進のピーク時」とした。

海進のピーク時はMIS 5e (5.5) の中頃であり、年代は11.5~12.6万年前の中頃の12万年前前後と理解するので、海進のピーク時が13万年前との主張を理解できない。

Q2-1 海進のピークが13万年とする根拠は何か。

Q2-2 参考文献等を示さず、学会常識を無視して、海進のピーク時が13万年前とする権限が東電にあるのか。その理由を明らかにして欲しい。

3. 大湊砂層上部のテフラは何者か。

13万年前の中子軽石がMIS 5e (5.5) の海進のピーク時に堆積したとの主張はあり得ないと考える。

従前は中子軽石は13~15万年前の寒冷期に堆積した (東電も同様主張) とされていた。2で指摘したように、海進ピーク時と13万年前は明らかに矛盾することである。大湊砂層上のテフラ観察事実、ア. 大湊砂層上のテフラは13万年前降下の中子軽石と別物である。イ. 中子軽石の降下年代は12万年前前後となる。のいずれかではないはず。

Q3-1 大湊砂層上のテフラを中子軽石とした根拠は何か。

Q3-2 論文を根拠に中子軽石とするなら、13~15万年前 (低海水準時期の堆積) のはずなのに、海水準ピーク時期に堆積したとの見解の矛盾に対する検討・検証をどのように実施したのか。

Q3-3 東電は、安田層の堆積時期の調査結果を公表し宣伝している訳だが、こうした矛盾の解明もせず一方的に宣伝する権利の根拠を、福島事故で貞観津波を無視や中越沖地震の際に発覚したF-B断層見逃しの過去の前科を踏まえて示せ。

① 東電が4.18 概要版21頁左に示した図

② 中子軽石13万年を基本に修正した図

